

職場における熱中症対策の強化～R7.6.1労働安全衛生規則改正～

事業主に義務付け

労働安全衛生規則第612条の2

☑体制整備+関係作業者への周知

「熱中症の自覚症状がある作業者」

「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

➡ 「報告する体制整備+周知」

☑手順作成+関係作業者への周知

①緊急連絡先や連絡網等

②重篤化防止するための必要な処置の実施手順

➡ 「手順作成+周知」

義務化対象

(1)「WBGT28度以上 or 気温31度以上」の環境下で

(2)「連続1時間以上 or 1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※「WBGT値(暑さ指数)Wet-Bulb Globe Temperature」とは、

①湿度 ②日射・輻射など周辺の熱環境 ③気温 の3つを取り入れた指数

労働安全衛生法違反として

罰則 違反者:6ヶ月以下の拘禁刑or50万円以下の罰金 法人:50万円以下の罰金

WBGT基準値を超えてしまう場合→熱中症対策を行う！

(1)作業環境管理 (2)作業管理 (3)健康管理 (4)安全衛生教育 など

<事務所より>

今年度より社労士会郡山支部の事務局の仕事を引き受け
ることになりました。業務量の多い仕事であり、支部事業
にさまざまな形でかかわることとなります。微力ながら務
めていきたいと思います。

6月の年金相談日は「12、26日+a」です。ご迷惑をお
掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com